



消費生活

サポーター通信

令和8年度第1号(令和8年4月発行)

今月のテーマ



電気の契約は慎重に！

事例

- ・新しく電気の契約をするため、大手電力会社の連絡先をネットで検索して電話したところ、先方が「〇〇電気です」と名乗った
- ・「大手電力会社ですか？」と尋ねると、「同じ電気です」と言うので申し込みをし、後日改めて説明を受けたが、よくわからなかったため、キャンセルしようとした
- ・しかし、キャンセルを断られたので不審に思い調べてみると、申し込んだ会社と大手電力会社は別の会社であることがわかった



アドバイス

- 電気の契約をする際は、**契約する事業者名や料金プランなどの契約内容をしっかり確認し、十分に納得してから契約しましょう**
- 携帯電話などを契約する時、電気の契約を付加することで電話料金が安くなるなどのプランを提示されても、すぐに決めず、**メリットとデメリットを踏まえ慎重に考えましょう**
- 訪問販売や電話勧誘販売による契約はクーリング・オフできる場合がありますので、困ったら早めに消費者ホットラインに相談しましょう



(編集・発行)青森県消費生活センター
〒030-0822 青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ5階

おかしいな、困ったなと思ったら
消費者ホットライン(局番なし) **188**へすぐ相談!

(お近くの消費生活センターにつながります)

公式LINE登録してね

友達登録方法

- 右のQRコードを読み込む
- LINEの「友だち追加」から「@638mbqrj」をID検索する



マスコットキャラクター
テルミちゃん
☎(Tel. Me)